

(報道資料)

平成27年10月29日

NHK広報局

本日の東京地裁の判決について

テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、繰り返しお願いをしても放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない事業所に対し、NHKが提起した民事訴訟の判決が、29日、東京地方裁判所でありました。

NHKのコメントは以下のとおりです。

(コメント)

放送法の定めに従い、事業所では、受信機の設置場所ごとに契約が必要というNHKの主張が認められたと受け止めています。今後とも受信料の公平負担に向けた取り組みを進めてまいります。

未契約事業所をめぐる訴訟の状況（10月29日現在）

NHKは、繰り返しお願いをしても放送受信契約の締結や支払いに応じていただけない事業所に対し、平成21年6月以降、契約締結や支払いを求めて民事訴訟を提起し、その件数は、本件を含めて14件です。このうち10件は、提訴後、契約締結や支払いに応じいただき、和解や提訴取り下げに至りました。

本件を除いて2件は東京地方裁判所で係争中、1件は相手方が最高裁判所に上告しています。